

1. < 施策の概要 >

基本構想	自立を目指した協働のまちづくり	統括課	総務部・企画調整課
基本計画	住民協働		
施策	公共的活動支援	関連課	事業部・都市整備課
方針・目標等	◆地域の公共的活動の促進 ◆「新しい公」の体系的な施策の実施 ◆住民主体の多様な公共的活動の活発化		
実施内容	◆地域公共人材の育成 ◆各種団体に対する助成事業		

2. < 指標の設定 >

①	重点	指標	単位	他団体比較		算式・引用等	
				団体名	実績/年度		
①	○	公共的活動支援対象事業件数	件			地域力再生、コミュニティ助成の合計件数	
②		コンクール応募件数(活動分野)	件			応募件数実績	
③		コンクール応募件数(ポスター分野)	件			応募件数実績	
④	○	精華町まちづくりに関する条例の認定団体数	団体			都市整備課調べ	
⑤							
		H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)	H26(試算)	H27(試算)
①	目標	10	10	15	20	30	30
	実績	7	11	20	13		
②	目標	15	20	20	20	20	20
	実績	6	11	15	11		
③	目標	400	400	400	400	500	500
	実績	248	335	448	510		
④	目標	4	4	4	4	3	4
	実績	3	3	3	3		
⑤	目標						
	実績						

3-1. < 指標から読み取れる成果と課題 >

・国や京都府の支援制度を活用し、住民の公共的活動に対する助成金を確保するため、コーディネート機能を果たすことができている。京都府地域力再生プロジェクト、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業とも採択数が増加傾向にある。

・「きれいなまちづくりコンクール」の活動分野では、昨年度にはなかった個人での応募や、新たな地域活動からの応募など、応募数が増加し、意識の広がりがうかがえる。

3-2. < 住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点 >

・公共的活動への助成制度については、申請数が増加傾向であり、今後、採択に向けた活動内容等の言など、コーディネート機能の充実が必要である。

・「精華町きれいなまちづくり運動推進協議会」の取り組みとして、本町の地域コミュニティ形成の基礎である自治会をはじめとする団体や、個人が推進する花いっぱい運動・緑化活動や環境美化・清掃活動の支援策として、花の種子や球根配布、地域へのプランター設置、活動助成金の交付を実施したが、制度手続きの簡素化の要望がある。

4-1. <施策を構成する事業>

	重点	部 門 ／事業名 ／種別／決算書説明頁	事業費(人件費含む)／事業費のみ／事業費一財 <単位：千円>					
			H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)	H26(予算)	H27(試算)
1	○	企画調整課	2,078	1,664	2,285	2,593	2,593	2,593
		きれいなまちづくり運動 推進事業	350	350	350	350	350	350
		一般事業 65	350	350	350	280	350	350
2		都市整備課	2,713	3,171	2,294	2,456	2,752	2,972
		まちづくり条例に基づく 補助金	505	517	395	364	660	880
		一般事業 167	505	517	395	364	660	880
3		企画調整課	-	-	6,503	7,788	-	-
		コミュニティ助成事業(一般コ ミュニティ助成事業分)	-	-	3,700	4,100	-	-
		67	-	-	0	0	-	-
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

4-2. <施策を構成する事業の成果と課題>

・きれいなまちづくり運動は、長い歴史的経過の中で一定定着しているが、引き続き、きれいなまちづくり運動の啓発を行うとともに、地域の自主性を活かし、より効果的な支援等が行えるよう、事業の内容や方法を検討する必要がある。

・コミュニティ助成事業は、一般コミュニティの2件が採択された。さらなる制度活用の促進を行う。

・まちづくり条例に基づく協議会活動が3地区において行われ、景観形成などの成果をあげているが、新たな協議会の設立は進んでいない。

5. <施策の今後の方向性>

・きれいなまちづくり運動については、地域コミュニティ活動の支援という視点から、多様な公共的活動につながる最初の取り組みとしての実績を踏まえ、また、各地域での新たな活動のニーズも踏まえ、今後、他の公共的活動への支援事業とあわせて、その方法や内容を検討していく。

・まちづくり条例に基づく新たな協議会の設立は、既存協議会への刺激にもなることから、既存協議会の活動内容を広くPRするなど、新たな協議会の設立に向けた取り組みを進める。